

(平成25年10月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

近畿（京都）厚生年金 事案 14409

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、16万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月29日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支払われた賞与について標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社から提出された同僚対象者リスト（賞与が支払われた従業員のリスト）及び複数の元従業員から提出された賞与明細書から推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、16万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出を行っておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

昭和44年4月1日にA社に入社し、同社本社での2か月間の研修を経て、同年6月に同社B支店に配属となったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。

申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、同社の回答、複数の元同僚の陳述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和44年6月1日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失日を誤って届け出たとしていることから、事業主が昭和44年5月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和41年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月21日から同年11月1日まで

私は、昭和30年12月にA社に入社し、定年まで継続して勤務していたが、途中で一度も退職していないにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっているので、調査の上、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿、同社の回答及び雇用保険の加入記録などから判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和41年10月21日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和41年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和41年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月21日から同年11月1日まで

私は、昭和36年1月にA社に入社し、出産のために退職する42年7月まで継続して勤務していたが、途中で一度も退職していないにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっているので、調査の上、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿、同社の回答及び雇用保険の加入記録などから判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和41年10月21日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和41年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）国民年金 事案 6606（大阪国民年金事案 5897、6220、6375 及び 6474
の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月まで

今回の年金記録確認近畿地方第三者委員会に対する 5 回目の申立てについては、新たな資料等はないが、申立内容は、再申立て時に提出した「A 年金事務所 2011/09/06 日受付上申書第 2 - 2」に記載しているとおり、i) 納付期間については、加入当初から遡って納付可能な 2 年間、ii) 納付金額については、夫婦二人分で 18 万 800 円ぐらい、iii) 納付場所及び納付方法については、後日送付されてきた市発行の納付書を用いて、市役所の国民年金担当窓口で国民年金保険料を現金で一括納付した。

年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時。以下「大阪委員会」という。）のこれまでの判断に納得できないので、申立期間について、再度、調査の上、御判断いただきたい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 7 月にその妻と連番で払い出されている上、申立期間後の納付状況が夫婦同一であることから、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたものと推認されるところ、妻の申立期間における保険料も未納である、ii) 申立人及びその妻は、当時における納付書の入手方法、納付場所及び納付金額等について記憶が曖昧であり、ほかに納付をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に大阪委員会の決定に基づき、平成 23 年 8 月 12 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る 2 回目の申立てについては、i) 納付金額について、「説明計算書メモ」に金額を記載したことを思い出したとして、申立期間の納付金額は夫婦二人分で 18 万 800 円ぐらいであったとしているが、当該メモについては、紛失して今は無いとしているため、18 万 800 円の根拠について申立人に聴取しても、申立人の妻の所持する申立期間直後の領収証書を参考にした

と陳述するなど、その根拠に乏しい上、当該金額は、申立期間における夫婦二人分の実際の国民年金保険料額と異なっている、ii) 保険料の納付場所及び納付方法については、市役所の国民年金担当窓口で、現金で一括して納付したとしているところ、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和55年7月当時において、申立期間の保険料は過年度保険料であり、現年度保険料の収納事務しか取り扱わない市役所の国民年金担当窓口で納付することはできない、iii) そのほかに大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないとして、既に同委員会の決定に基づき、平成24年2月10日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立期間に係る3回目の申立てについては、i) 国民年金保険料の納付状況について、従前の主張に加え、さらに詳細に納付時の状況を陳述しているものの、保険料の納付場所についての主張は従前と変わりがなく、市役所の国民年金担当窓口であったとするなど、従前の主張を繰り返すのみであり、申立人の陳述においても、申立期間の保険料の納付をうかがわせる新たな事情等は、酌み取ることができない、ii) 申立期間に係る領収証書を含む書類等の処分を申立人から依頼されたとするB業務会社の代表者から、その処分時の状況等を記した「処分証明書」が提出されているものの、同証明書には、申立期間における保険料の納付の事実を確認できる記述は無い上、当該代表者から、申立人の申立期間における保険料の納付をうかがわせる陳述は得られないなど、大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、既に同委員会の決定に基づき、平成24年8月24日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、申立期間に係る4回目の申立てについては、2回目の申立てにおいて申立人から提出された「上申書第2-2通り」と従前の主張を繰り返すのみであり、このほかに、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる新たな記述及び陳述等は得られないなど、大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、既に同委員会の決定に基づき、平成25年1月25日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、5回目の申立てについて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付状況等に係る新たな資料及び情報についての年金記録確認近畿地方第三者委員会の文書照会に対して、2回目の申立ての際に申立人が提出した「上申書1/6P 第2-1・第2-2」及び「申立の概要国1/8～8/8P」に記しているとおりの旨を書面回答しているところ、「上申書1/6P 第2-1・第2-2」は既に大阪委員会に提出済みのものであり、今回提出された「申立の概要国1/8～8/8P」からも、申立期間の保険料の納付をうかがわせる新たな事情等を酌み取ることができず、同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14413（大阪厚生年金事案 11768、13072、13459 及び
13680 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月 27 日から 33 年 2 月 1 日まで
② 昭和 33 年 10 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①とB社に勤務していた申立期間②について、年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時。以下「大阪委員会」という。）にこれまで4回申立てを行い、いずれも記録の訂正は認められないとの回答を受けた。

新たな資料及び情報等はないが、大阪委員会の空論を判断の理由とすることには納得がいかない。私が提出した「上申書（参考資料）」（初回申立時に提出）及び「上申書」（2回目申立時に提出）により、再度、調査を行ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、A社の当時の事業主及び同僚から申立人の申立期間①における勤務を確認できず、再申立ての際に申立人から提出された上申書を見ても、勤務実態及び保険料控除をうかがわせる事情は見当たらないなどとして、また、申立期間②に係る申立てについては、B社の従業員数は10人ほどであったと考えられるところ、申立期間②当時の被保険者数は6人であることなどから、当時、同社では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえるなどとして、既に大阪委員会の決定に基づき、平成23年8月12日付け、24年2月10日付け、同年8月24日付け及び25年1月25日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、大阪委員会の決定に納得できないとして、これまでの申立

てにおいて提出した上申書により、申立期間①及び②について、再度、調査を行ってほしいと申し立てている。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律では、記録が訂正されるための要件として、「申立期間に勤務していたこと」及び「申立期間の厚生年金保険料が控除されていたこと」となっているところ、再度、これまでに申立人から提出された上申書の検証等を行ったが、申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できないことから、当該上申書は大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14414

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月9日から30年4月1日まで

私は、A社に前職を退職後すぐに入社し、B職として昭和30年3月末日まで勤務した。

昭和30年*月に出産した際、子供を会社に連れて行き何かの書類に記入した。その後、社会保険事務所（当時）において、6,000円の分娩費^{ぶんべん}を受け取った記憶があることから、申立期間は厚生年金保険に加入しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において、申立期間中に被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したところ、回答のあった一人の従業員が、「申立人の入社日及び退社日については覚えていないが、B職員として勤務していた。」と陳述していることから、期間は特定できないものの、申立人は同社で勤務していたものと考えられる。

しかし、A社は、「現在、当時を知る従業員は在籍しておらず、昭和31年10月より実施した就業規則においても社会保険の加入要件の記載は無く、その他の資料も現存していないことから、当時の詳細については不明である。」と回答している上、当時の代表取締役は既に死亡しており、申立人が記憶するB職担当者に照会したが回答は無く、申立人の申立期間に係る具体的な勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人から提出された8人の女性が確認できる写真について、申立人は、「昭和28年4月頃に、A社に在籍していた従業員は、ほとんど写っていると思う。」と陳述している上、申立人及び同僚は、当時のA社の女性従業員

の人数は10人程度であったと陳述しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、昭和28年3月1日から同年5月31日までの期間の女性被保険者は、2人ないし3人で推移していることから、同社は申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社の被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年3月1日から申立期間の終期である30年4月1日までの期間において、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険整理番号に欠番は無い上、記録訂正等の不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（和歌山）厚生年金 事案 14415（和歌山厚生年金事案 210 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 27 日から 40 年 12 月 16 日まで

私は、A社で勤務していた申立期間について、脱退手当金を請求したことも、受け取ったことについても、全く記憶が無いので年金記録確認和歌山地方第三者委員会（当時。以下「和歌山委員会」という。）に記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。同委員会の判断に納得がいかないため、再度、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社からの回答、申立期間当時の労務管理担当者の陳述及びオンライン記録の職歴審査照会回答票 20 ページ分に記録されている当該事業所の女性従業員で、昭和 35 年から 45 年までの脱退手当金の受給資格対象者 64 人中 35 人に脱退手当金の支給記録が有り、そのうち 34 人について厚生年金保険被保険者の資格喪失日の約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立期間当時、当該事業所においては、脱退手当金の請求手続は事業主による代理請求により行われていた可能性が高いものと考えられること、ii) 脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る資格喪失日から約 5 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどから、既に和歌山委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 25 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「脱退手当金を請求し、受給した記憶は無いので、調査してほしい。」と前回と同様の主張をしているが、当該主張は和歌山委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月 1 日から 33 年 1 月 10 日まで
② 昭和 33 年 11 月 12 日から 34 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 9 月 3 日から 36 年 7 月 2 日まで
④ 昭和 36 年 7 月 5 日から 38 年 1 月 20 日まで

年金事務所の記録によると、A社、B社、C社D工場及びE社F工場に勤務した申立期間に係る脱退手当金を受給したことになるが、私は、G社に勤務するためにE社を退職したことから、当該期間の脱退手当金の請求手続をするはずがなく、受給した記憶も無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

日本年金機構H事務センターには、I社会保険事務所（当時）が申立期間に係る脱退手当金を支給したことを社会保険庁業務課（当時）に報告したことを示す厚生年金保険脱退手当金支給報告書が保管されており、当該報告書に記載された被保険者期間、支給額及び支給年月日は、オンライン記録と一致している。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、E社F工場に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約2か月後の昭和38年4月2日に支給決定されている上、A社、B社、C社D工場及びE社F工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、いずれも脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 28 日から同年 4 月 30 日まで
年金事務所の記録によると、私が勤務したA事業所における厚生年金保険の資格取得日は、昭和 38 年 5 月 1 日となっている。
しかし、私は、A事業所に勤務することが決まったのでB社を退職したこと、及び昭和 38 年 3 月には、A事業所に勤務していたことを記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、同僚に誘われて、昭和 38 年 1 月 28 日からA事業所に勤務した。」と主張している。

しかしながら、A事業所の代表者の妻は、「経理事務と社会保険事務は、代表者であった夫が担当していたが、夫は既に亡くなっている。私は、申立人の勤務期間を記憶しておらず、当時の資料も保管していないので、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等は分からない。しかし、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかったと思う。」と陳述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間において被保険者記録が確認でき、住所が判明した複数の同僚に照会したが、申立人を記憶している者はいない上、当該被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人を同事業所に誘ったと記憶する同僚を特定することができないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について陳述を得ることができない。

さらに、申立人と同日にA事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「私も、A事業所には、直前まで勤務していた会社を退職後、期間を空けずに勤務したにもかかわらず、年金事務所の記録によると、同事業所における資格取得日までに数か月の空白期間が生じている。なお、同事業所における当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14418

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 37 年 12 月 1 日まで
A社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が、脱退手当金支給済みとされているが、受給した覚えが無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人がA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から5か月後の昭和38年5月1日に支給決定されており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合には、本来、支給決定以前の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人には申立期間と重複する期間に別事業所において、脱退手当金が未請求となっている被保険者期間が有るが、当該未請求期間と申立期間に係る記録は別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されている上、申立人自身が、当該別事業所における厚生年金保険の加入の有無について、余り意識していなかった旨陳述していることを踏まえると、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。